農林水産委員会)

農 業委員 会等に関する法 律の 部を改正する法 律案(閣 法第四九号)(衆議院送付) 要旨

本法 律 案 は、 農業 委員 会 の設置 に 係 る市 町 村 の 自主 性 を高 め るとともに、 その 効率的 な業務運営を確 保す

る た め の 措 置を 講 じようとするも の であり、 そ の 主 な内容は 次 の とおり である。

街 化 X 域 内 の 農 地 面 積 を 算 定 から 除外することとする。

農

業

委

員

(会を置

一かない

ことができる市

一町村に

係

る農

地

面

積

の

算定方法

につい

て、

生産緑地地区以外

の 市

農 会が行う法令業務以 の業務 につい 農地 に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務

て、

等 に 重 点化 を図ることとする。

一

業

委

員

外

Ξ 選挙 に よる委 員 の下限定 2数を 廃 近し、 市 町村の 条例に委任することとする。

四 寸 体 の 推薦 に 係る委員 の推薦主体に土地改良区を追加するとともに、 団体の組合員も委員として推薦す

ることができることとするほか、 議会の推 ,薦に係る委員の定数の上限を五人から四人に引き下げることと

する。

ゼ 選挙による委員のうち特定の者を対象にその解任を請求することができることとする。

六、 選挙による委員の定数が二十一人以上である農業委員会においては、農地部会を任意で設置することが

ことができることとする。

できることとするとともに、 農地部会以外の部会については、 選挙による委員の定数に関わらず設置する